

感謝の気持ちをいつまでも

相続専用定期貯金

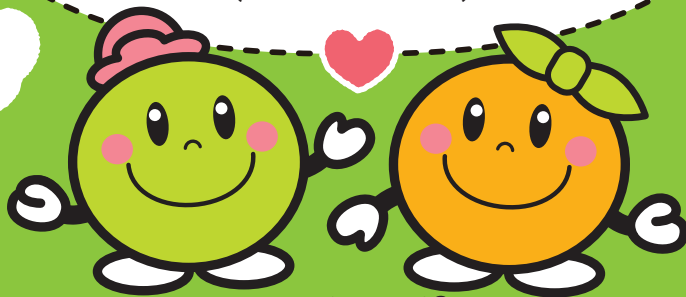
相続によりご貯金を受取られた方へ

相続により、ご貯金を受け取られた日から1年後の月末までに
20万円以上スーパー定期(期間1年(単利型)/自動継続)に
お預け入れいただくと、下記の上乗せ金利でお預かりいたします。
※個人の方に限ります

店頭金利 **+** プラス

年 **0.10** %

(税引後 年0.079%)



うめっぴ&みかっぴ®

募集期間 / 令和6年4月1日(月) ~ 令和7年3月31日(月)

◎お預入金額 / 20万円以上で「相続で受け取られたご貯金」の範囲内

- ※ お取扱いは個人の方のみとさせていただきます。
- ※ 金利の上乗せは初回満期日までとし、満期日以後は継続日における店頭金利を適用いたします。
- ※ 「お預入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続き完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類が必要です。
- ※ ATMまたはインターネットバンキングでのお取り扱い、および他の商品やキャンペーンとの併用は対象外とさせていただきます。
- ※ この貯金は、当JAがやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。当JAが認め、やむを得ず中途解約される場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
- ※ お利息に20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税がかかります。
- ※ 金利情勢により、期間中であっても「商品内容の変更」や「取扱いを中止」とすることがあります。(令和6年4月1日現在)

詳しくは、お近くのJA窓口または渉外担当者までお気軽にお問い合わせください。

大切な資金は

相続専用定期貯金

募集期間／令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

募集要項



うめっぴ&みかっぴ®

【対象商品】

スーパー定期貯金(期間1年(単利型)／自動継続)

【ご利用いただける方】

相続により貯金を受け取られた日から1年後の月末までにお預け入れいただける個人のお客さま。

【お預け入れ金額】

20万円以上で「相続で受け取られた貯金」の範囲内。

【適用金利】

店頭金利+年0.10%(税引後 年0.079%)

※金利上乘せは、初回満期日まで適用します。

【利息への課税について】

20.315%の分離課税(国税15.315%・地方税5%)となります。

【満期時のお取り扱い】

自動継続扱いとなりますので、満期日(継続日)におけるスーパー定期貯金の店頭表示金利を預入金額に応じて適用し、その金利は満期日まで適用いたします。

【貯金保険制度】

この定期貯金は貯金保険制度の対象となっており、同保険制度の範囲内で保護されます。

【必要となる書類】

「お預け入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続き完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類が必要です。

(1)当JAで相続手続きをされた方。

- ①本人確認書類
- ②お届け印

※原則、相続手続きをされた支所でのお取り扱いといたします。

(2)他金融機関で相続手続きをされた方。

- ①本人確認書類
- ②お届け印
- ③他金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類
(金融機関に提出した相続依頼書、被相続人名義の解約済通帳・計算書など)
- ④お預け入れされる方が相続人であることを確認できる書類
(戸籍謄本(または改製原戸籍謄本)、遺言書(公正証書遺言、または自筆証書遺言で検認済のもの)、金融機関に提出した相続依頼書)
- ⑤相続による取得金額が確認できる書類
(金融機関に提出した相続依頼書、被相続人名義の解約済み通帳・計算書など)

※他金融機関で相続手続きをされた方で「遺産分割協議書」をご提示される場合は上記③～⑤の書類提出は必要ありません。

【その他ご留意いただく事項】

- ◎詳しくは、店頭またはホームページでご確認ください。
- ◎この貯金は、当JAがやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。当JAが認め、やむを得ず中途解約される場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
- ◎ATMまたはインターネットバンキングでのお取扱い、および他の金利上乘せ商品との併用は対象外とさせていただきます。

相続

税金

法律

無料相談会実施中!

税理士、弁護士による総合相談会を無料で開催いたします。お気軽にご相談ください。

詳しくは、お近くのJA窓口または渉外担当者までお気軽にお問い合わせください。



JA紀南
紀南農業協同組合